

諏訪市議会基本条例の検証シート

(R7. 1. 29)

議 会 基 本 条 例		実 施 状 況	課題・その他
第1条	(目的)		
第2条	(議会の活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。		
(1)	公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	・議会傍聴について、議会だより等により呼びかけを行った。 ・議会傍聴者増に向けて、議場を活用し、9月定例会開会前に「すわっこいきいき体操」を行い、3日間で延べ17名の傍聴者増につながった。 ・視察内容を可視化し、市民とその成果等を共有するため、行政視察報告書の公開を開始した。	・令和7年（6年度分）より、政務活動費における領収書の公開を行い、透明性を確保する。 ・議会報告のあり方については引き続き検討する。
(2)	市民の多様な意見を把握し、政策に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。	・議会だよりモニター会議を実施した（2月2日・7月25日、市役所、参加者各8名）。 ・市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」を開催した（10月12日、諏訪市総合福祉センター、参加者12名）。	・令和7年は、議員報酬に関する意見を把握するため、各種団体との意見交換会を行う。 ・幅広い市民の意見を把握するため、さらに開催日時、開催方法について研究する。
(3)	把握した市民の多様な意見をもとに政策提言及び政策立案の強化に努めること。	・各常任委員会で具体的なテーマを決めて協議・政策提言へつなげるとともに、各議員が一般質問を通して課題解決に努めている。 ・総務産業委員会では『「耳で聴けるハザードマップ」の作成に向けた提言』（9月24日）、社会文教委員会では「子育て支援に向けた提言」（8月26日）を市長に提出した。	
(4)	市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	・常任委員会で、議案ごとに審査をし適正な監視・評価をしている。	・今後、更なる監視・評価の方法等について、調査・研究する。
(5)	市民の参画の意欲が高まるよう、分かりやすい視点及び方法による議会運営を行うこと。	・議会だよりモニターの意見を尊重し専門用語の解説を加え、市民に分かりやすい紙面づくりに努めている。	

諏訪市議会基本条例の検証シート

(R7. 1. 29)

第3条		(議員の活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。	
(1)	議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。	・全議員の意見集約を図るため、委員会審査及び協議の過程を会派等に戻して議論する仕組みがある。	・議員間討議の仕組みを充実すべく、更に検証を進め活性化に努める。
(2)	市政の課題全般について市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動すること。	・各議員は、幅広く市民の意見を聴いて議員活動にいかしている。 ・「議員の資質向上と市民のための議会改革の実現」を目指し、自主的な勉強会を複数回行うとともに、岩崎議会改革アドバイザーを委嘱（5月10日）し、「議員ハラスメント」や「諏訪市議会の悩み」等と題した研修会（11月10・11日を開催した。	・来年度も引き続きアドバイザーを委嘱し、議員の資質向上等を図る。
(3)	議会の構成員として、一部団体及び地域の代表の視点にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	・議会だよりモニター会議を実施した（第2条(2)前述）。 ・市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」を開催し、議員の成り手不足が問題となる中「議員報酬等について」をテーマに意見交換を行った。	
第4条		(グループ（会派）)	
	議員は、議会活動を行うためにグループ(会派)を結成することができる。	・2グループ（会派）が結成されている（新政すわ、市民第一）。	
2	グループ(会派)は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。	・共通の考えから市に対して、代表質問や要望活動などを行っている。	
3	グループ(会派)は、政策の立案、提言等を行うための調査研修を積極的行うものとする。	・新政すわでは、「ICT化・手話言語条例について」（4月17日・安曇野市、塩尻市）「サイクリングツーリズムについて」（6月26日・飯山市）「議会BCP・手話言語条例について」（7月29日～7月31日・滋賀県大津市、近江八幡市、愛知県碧南市）視察研修会を開催した。	
4	グループ(会派)は、必要に応じてグループ(会派)間で調整を行い合意形成に努めるものとする。	・議会運営委員会などにおいて合意形成をしている。	
第5条		(議員間討議の充実)	
	議会の議長(以下「議長」という。)並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)は、議会が言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営し、合意形成に努めなければならない。	・議長並びに各委員長は、公平公正な運営を心掛け、それぞれの意見が出るように配慮をしている。	・今後とも継続できるように努める。

諏訪市議会基本条例の検証シート

(R7. 1. 29)

	2	議員は、本会議及び委員会において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の議員の意見にも真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。	・十分な議論を行うため、自らの意見等を丁寧に話すとともに、相手に対し真摯に耳を傾けるよう努めている。	・多様な価値観を尊重するとともに、発言の機会を増やし、十分な時間を確保するように努める。
第6条 (委員会の適切な運営)				
		議会は、社会経済情勢により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の適切な運営を図らなければならない。	・委員会を適切に運営している。	
	2	委員会は、審査に当たって資料を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	・委員会審査において、傍聴の許可をしている。	
	3	委員会は、所管事務調査及び政策提言を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。	・第2条(3)の通り、両常任委員会では、市長にそれぞれ提言を行った。	・引き続き行政視察等を行い、諏訪市の課題解決のため、政策提言を積極的に実施する。
第7条 (議会改革の推進)				
		議会は、時代の変化に対応した議会改革の取組を継続して推進するため、議員で構成する検討委員会を設置するものとする。	・特別委員会を設置し実施している（1月24日より12月9日までの間に20回開催）。 ・議会ICT化の推進・タブレット端末の導入等を目指し、議会ICT化推進プロジェクトチームを発足させ検討を進めるとともに、複数回に及ぶ自主的な勉強会、岩崎議会改革アドバイザー研修会による研修会を実施した（第3条（2）前述）。	
第8条 (議員の政治倫理)				
		議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、公正かつ誠実を基本として、良心及び責任感を持って行動し、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。	・岩崎議会改革アドバイザーによる「議員ハラスメント」に関する研修会を実施した（第3条（2）前述）。また、当研修会において、議員間、職員に対するハラスメント事例が、過去の伝聞も含め、複数挙げられたことから、実態を調査するため、アンケートを実施した（12月16日～22日）。	・アンケート結果を真摯に受け止め、ハラスメント防止のための改善策を早急に検討するとともに、研修等を実施する。
第9条 (議会の危機管理)				
		議会は、災害等が発生したときは、市の災害対策本部との連携を密にし、市民の安全の確保に努めるものとする。	・「災害時行動マニュアル」に基づき実施している。	・議会BCPの作成について準備を進める。

諏訪市議会基本条例の検証シート

(R7. 1. 29)

	2	議員は、別に定める災害時行動マニュアルに基づき、議長との連携及び議員間の情報交換を図り、災害対応に当たるものとする。	・「災害時行動マニュアル」に従って対応している。	
第10条 （市民参加及び市民との連携）				
		議会は、積極的に議会の活動に関する情報公開を行うとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。	・議員と語っちゃオ!!の開催やホームページ、議会だよりへの議会活動の掲載等を通じて情報公開を行い、議会として説明責任を果たすよう努めている。 ・視察内容を可視化し、市民とその成果等を共有するため、行政視察報告書の公開を開始（第2条(1)前述）するとともに、議員研修の内容等についても、積極的に公開した。	・令和7年（6年度分）より、政務活動費における領収書の公開を行い、透明性を確保する。 ・4月には議員のマニフェストを公開できるよう準備を進める。
	2	議会は、人事案件を除き、原則として本会議、委員会その他の会議を公開するものとする。	・会議は傍聴を認め公開している。 ・本会議の議事録についてはホームページで公開しており、代表・一般質問は行政チャンネル（かりんちゃんねる）及びYoutubeにて公開している。 ・委員会の議事録については、公開していないが、情報公開請求により開示が可能である。	・委員会の動画配信や議事録の公開（SNSの発信、委員会中継）について検討が必要である
	3	議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情をした者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。	・設けている。	
	4	議会は、議案に対する各議員の表決の結果を公表しなければならない。	・議会だよりにて公表している。	・順次ホームページに掲載していく。
	5	議会は、市民の意見を議会運営の改善、政策提言に反映させるため、意見交換会を毎年開催するものとする。	・「議員と語っちゃオ!!」を実施した（第2条(2)前述）。	様々な年代、多様な方々が出席できるよう日時や会場、テーマ等を設定する。
第11条 （議会広報の充実）				
		議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、すわ市議会だより、議会ホームページ等を活用し、わかりやすい議会情報の提供に努めるものとする。	・議会だよりモニターの意見を取り入れ、表紙に高校生の作品を掲載する等、より手に取ってもらえる紙面の構成に努めた。	・SNSを活用した更なる情報発信について、環境整備も含め検討する。

諏訪市議会基本条例の検証シート

(R7. 1. 29)

	2	議会は、本会議の中継や録画放送など、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。	・LCV行政チャンネルによる議会テレビ中継を行っている。 ・代表質問・一般質問については、録画中継動画（YouTube）にて視聴が可能。動画ページについては、議会だよりにQRコード、ホームページにURLを掲載している。	・委員会の中継や録画放送等についても検討が必要である
第12条		（市長等との関係の基本原則） 議会は、二代表制に係る市長との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うものとする。		
	(1)	本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。	・代表、一般質問は事前に論点を通告し、聞き取りも行われている。	
	(2)	市長等は、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て趣旨確認の発言をすることができるものとする。	・行うことはできるが、市長等から趣旨確認の発言はなかった。	
	(3)	議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確にし、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 ア 政策を必要とする背景 イ 提案に至るまでの経緯 ウ 他の自治体の類似する政策との比較検討 エ 市民参加の実施の有無とその内容 オ 総合計画との整合性 カ 法令及び条例との関係 キ 財源措置 ク 将来にわたる効果及び費用 ケ その他議会が必要と判断する事項	・各委員会に於いて資料の提出、説明がなされ、議員からは質疑が行われている。	
	(4)	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前号の規定に準じて、市長等に対し分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めるものとする。	・前号同様、説明を求めている。	
	(5)	市長等の事務執行が適正かつ公平及び効率性をもって行われているかを監視し、評価するとともに、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	・実施している。	

諏訪市議会基本条例の検証シート

(R7. 1. 29)

第13条 (議会の議決事件)			
	地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件は、総合計画における基本構想とする。	・令和3年第6回定例会において、議案第46号 諏訪市総合計画基本構想を定めるについてを議決した(令和3年12月16日)。	
2	議会は、議決事件を追加し、又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。	・必要に応じ検討していく。	
第14条 (議員研修の充実強化)			
	議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上のため、多様な研修の機会を設けるよう努めなければならない。	・議会運営委員会にて、「議会ICT化・議会改革の取組について」視察を行った(1月15・16日、愛知県安城市・静岡県藤枝市・焼津市)。 ・総務産業委員会にて、「災害対応について」視察を行った。(10月2日～4日、宮城県石巻市・気仙沼市・岩手県陸前高田市・大船渡市) ・社会文教委員会にて、「メタバース・子育て支援・バイオマス発電について」視察を行った。(10月30日～11月1日、北海道札幌市・旭川市・滝川市・江別市) ・第2条(3)の通り、両常任委員会では、市長にそれぞれ提言を行った。	・行政視察のあり方について検討していく。 ・岩崎議会改革アドバイザーによる研修やハラスメントに関する研修を実施していく。
第15条 (政務活動費)			
	議員は、諏訪市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年諏訪市条例第19号)の規定に基づく政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。	・有効に活用し、実施している。	・今後とも、政務活動費のあり方について調査・研究をしていく。
2	議員は、政務活動費の適正な執行に努め、その使途については市民に対して説明責任を負う。	・使途等を報告し、政務活動費収支報告書についてホームページに公表している。	・令和7年(6年度分)より、政務活動費における領収書の公開を行い、より説明責任を果たす。
3	議員は、政務活動費を活用した調査研究その他の活動の結果について、議長に報告するとともに、議会活動の場に生かしていくよう努めなければならない。	・政務活動費収支報告書を作成し報告するとともに、議会活動の場にいかすよう努めている。	
4	議長は、政務活動費の全ての支出の証拠を明確にし、公表するとともに、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。	・使途および証拠を報告し、ホームページに公表している。	

諏訪市議会基本条例の検証シート

(R7. 1. 29)

第16条 (議員定数)		
	議員定数は、諏訪市議会議員定数条例(平成12年諏訪市条例第26号)で定める。	・ 議員定数は条例で15名に定められている。
2	議会は、前項の議員定数を改正しようとするときは、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、広く市民の声を聴取し、議会の機能を果たすために必要な数とするものとする。	・ 現在、改正の予定はない。
第17条 (議員報酬)		
	議員報酬は、諏訪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年諏訪市条例第28号)で定める。	・ 議長:456, 000円 副議長:388, 000円 議員:349, 0000円
2	議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、市政における議員の職務及び職責を十分に考慮するとともに、多様な人材が議員として活動できる環境整備の観点も踏まえ、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮して定めるものとする。	・ 市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮して定めるものとしている。
3	議員報酬の改正を委員会又は議員から提案する場合は、市民の意向を十分に把握した上で、本市の実情にあった議員報酬を検討し、明確な改正理由を示すものとする。	・ 報酬審議会の答申に基づいて検討を行っている。 ・ 市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」を開催し、議員の成り手不足が問題となる中「議員報酬等について」をテーマに意見交換を行った(第3条(3)前述)。
第18条 (議会事務局の体制強化)		
	議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。	・ 努めている。
2	議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するために必要な予算の確保に努めるものとする。	・ 努めている。

諏訪市議会基本条例の検証シート

(R7. 1. 29)

第19条 (他の条例との関係)			
	この条例は、議会及び議員の活動原則等議会の基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。	・行っている。	
2	議会は、議員にこの条例の理念を理解させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、同条例に関する研修を行うものとする。	・議会基本条例に特化した研修ではないが、議会改革を踏まえた勉強会・研修会等を通じ、基本条例の理念等を確認した。	・理念を理解すべく、機会あるごとに、確認するようにする。
3	議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則や先例集等を遵守して議会を運営するものとする。	・行っている。	
第20条 (検証及び見直し手続)			
	議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかについて検証を行うものとする。	・検証期間を毎年1月から12月と設定し、検証に取り組んでいる。	
2	議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則、先例集等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。	・必要に応じて対応している。	検証シートのブラッシュアップが必要である。